

函館市病児保育事業費補助金交付要綱実施要領

この要領は、函館市病児保育運営費補助金交付要綱（以下「要綱」という）の運用にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（申込手続）

第1条 施設長は、利用児童の保護者に、あらかじめ「病児保育登録票」（別記第1号様式）を提出させ登録するとともに、利用日初日に「病児保育利用申込書」（別記第2号様式）および「医師連絡票」（別記第3号様式）を提出させなければならない。

（対象疾患の範囲）

第2条 事業の対象となる疾患は、感冒、消化不良症（多症候性下痢）等児童が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患および骨折等の外傷性疾患とし、施設長が本事業による保育が可能と判断したものとする。

2 前項に規定する疾患は、施設の状況等により受け入れが困難な場合は、当該疾患を除外することができる。

（利用定員）

第3条 施設1か所あたりの利用定員はおおむね1日3人以上とし、施設長が定める。

（開設日および開設時間）

第4条 事業の開設日および開設時間は次に掲げるとおりとする。

(1) 開設日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および別に定める年末年始期間を除くすべての日とする。ただし、看護師等の確保が難しい等のやむを得ない事情がある場合は、土曜日を休業日とすることができる。

(2) 開設時間は、1日につき9時間以上とし、7時30分から17時30分までの間で、施設長が定める。

また、必要がある場合は、開設時間を超えて施設長が延長時間を定めることができる。

2 前項に定める開設日のうち、開設しない日があるときは、施設長は

事前に市長と協議するとともに、その旨を利用児童の保護者に周知するものとする。

(利用期間)

第5条 病児保育は、原則として開設日における連続する5日以内とする。ただし、利用児童の健康状態および保護者の状況等により施設長が必要と判断したときには、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(利用料の免除申請)

第6条 要綱第6条に定める免除を受けようとする者は、「病児保育利用料免除申請書」(別記第4号様式)に必要な書類を添えて、施設長に提出しなければならない。

(書類の保存)

第7条 施設長は、本要領で規定した書類を事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。